# 第1 監査の概要

1 監査の種類 随時監査

2 監 査 対 象 都市整備部道路整備課

3 監査期間 平成30年1月24日(書類・現場調査)

平成30年1月25日 (現場施工状況調査)

平成30年1月26日(質疑)

4 監查対象年度 平成29年度

5 監查対象事項 工事監査

6 監 査 方 法 工事事務及び設計、施工・監理が適正に行われているかなどに重点を

おいて、関係図書の抽出調査、実査に基づく質問により行った。

なお、この監査にあたっては、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、協同組合総合技術士連合と工事技術調査委託契約を締結し、技術士の派遣を求めた。

## 第2 監査対象の概要

1 工事の名称 下海老寺方線道路改良工事

2 工事場所 四日市市寺方町及び平尾町 地内

3 請 負 金 額 54,367,200円

4 工 期 平成29年8月23日から

平成30年2月28日まで

5 工 事 内 容 施工延長 L=222m

標準道路幅員 W=11.3 m

U型側溝 L=147.1m

自由勾配側溝 L=197.9m

ボックスカルバート L=17.4m

舗装工 A=1, 500 m<sup>2</sup>

路床安定処理工 A=1, 290 m<sup>2</sup>

6 工事進捗状況 計画出来高 69.8% 実施出来高 66.4%

(平成29年12月31日現在)

#### 第3 監査の結果

当該監査においては、計画、設計から入札・契約、現場での施工といった事業全体の流れの中で、トータルな品質管理・工程管理が実施されていたか、また、個々の業務段階ごとに適切な計画、設計、積算、入札・契約、施工が実施され、計画、設計での要求仕様が確実に現場で実現されているかなどについて調査した。

監査結果は次のとおりであるが、改善を要するものなどが見受けられた。今後の工事執行に あたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

# 1. 書類調査における所見

市の工事関係書類は必要にして十分整理できている。請負業者の工事関係書類は工事の進捗に合わせて整理ができている。

提示された書類を検分し、疑問点は関係者に質問し、当工事の計画・調査・設計・仕様・積 算・契約・施工管理・監理(監督)・試験・検査等の各段階における技術的事項の実施態様に ついて吟味した。その結果は総括的には良好であり、評価できるものと判断される。

調査した事項のうち主な内容の要点を以下の各項に示し、注意、要望、検討を要する点については同項に示すものとする。

# 1) 工事着工前における調査事項

# (1) 設計図書に関係する書類について

当該工事は、市北西部に位置する県道田光四日市線と国道 477 号バイパスを結ぶ市道を、拡幅整備し交通の利便性を図るとともに、近くにある中学校・高校の通学路としての安全を確保するものである。平成 18 年度から着手し、平成 29 年度で完成する。

建設予定地の地盤支持力が不足しているため、改良材による地盤改良を行う設計となっている。 当初設計は改良材添加量を改良深さ 85 cmで 10.2t/100 ㎡としていたが、工事着手後に建設予定 地の 4 か所から新たに採取した試料の室内試験結果より 13.7t/100 ㎡に変更していた。室内試験 は適切に行われていたことを報告書により確認した。

以上より、当該工事の設計内容は全体としては概ね適切であると判断した。

#### (2) 積算に関係する書類について

数量計算書は工種別に分類し、項目別に根拠略図を付けて計算し、総括表にまとめて整理ができており、監督員による確認ができていた。

積算根拠は、三重県土木工事標準積算基準に基づいていた。主要工種について確認したが、積 算歩掛、単価等は適正であることから、積算単価の算定は適切に行われていると判断した。資材 単価は三重県標準単価及び四日市市の独自単価によっていたが、それにないものは3者の合見積 りにより最低価格を採用していた。

個別工種毎に、必要に応じて代価表が作成され、積算は設計者と別に検算していた。積算は全て積算システムにより行ったとのことであった。また現場管理費、一般管理費の経費についても、基準で定められた計算式にて適切に算定されており、重点的に調査した結果、問題となる点は見当たらなかったので、全体として適正な積算方法と内容であると判断した。

## (3) 契約に関係する書類について

工事発注は、総合評価方式による一般競争入札で6者が応募し、入札が行われていた。請負金額の設計金額に対する比率は90%であった。

契約に必要な書類は完備できていた。公共工事履行及び前払い保証証書が提出されており、その内容は適正であった。労働者災害補償保険に加入していて、現場にはそのことを示す看板が掲示されていた。請負業者は第三者災害補償保険等に加入しており、保険証書の写しは監督員が確認していた。

現場代理人・監理技術者届が、1級土木施工管理技士の合格証明証の写しを添付して提出されていた。同人の工事経歴、及び請負業者への入社経歴等は、必要条件を満たしていた。

以上より、契約に関係する書類は適正に処理されていると判断した。

#### 2) 工事着工後における調査事項

#### (1) 施工管理に関係する書類について

請負業者から施工計画書が指定期限内に提出され、担当者の承認を受けていた。施工方法については、「三重県公共工事共通仕様書」等に基づいて計画されていた。施工計画書の内容は概ね適切であった。

コンクリート殻、アスファルト殻、建設汚泥(アスファルト切削により発生)等の産業廃棄物 の許可業者との契約締結、許可証写しの入手等は適切に行われていた。

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の内、建設汚泥のA票が見当たらなかった。探した結果見つかったが、適切に管理すること。 【改善事項】

以上より、施工管理に関係する書類について、産業廃棄物管理票の一部に改善すべき点があったが、全体として概ね適切に作成、提出、保管管理されていると判断した。

## (2) 使用材料承諾願及び試験・検査等に関係する書類について

設計図書にもとづいて使用材料一覧表及び材料確認調書が提出され、担当者が内容を確認の上、 捺印した書類が残されていた。コンクリート2次製品等の材料確認調書では、製造元がJIS認定 工場の承認を受けていることを証明する資料が添付されていた。再生砕石は試験結果を添付した 材料確認調書が提出され、承認されていた。生コンクリート等にも品質保証関係の書類が添付さ れていた。

工事に伴う周辺区域を含めた道路規制については、事前の警察協議により、使用区域、表示看板設置、配置交通誘導員等について詳細に決定していた。

以上より、使用材料承認、試験・検査等は全体としては概ね適切に行われていると判断した。

#### (3) 施工管理(監督)に関する書類について

施工計画書、実施工程表、工事打合せ簿、請負工事一部下請負届、施工体系図等、監理(監督) に関する書類は整備されており、請負業者の指導、監督は適切に行なわれていた。工事の進捗に 併せて、請負業者から監督員に段階確認書が提出され、それに基づいて現地で確認が行われ関係 書類が作成、維持されていた。

工事の進捗に併せて、必要に応じて請負業者より監督員に工事打合せ簿が提出され、協議、決定しながら、必要な対策を行っていて、良いと判断した。

以上より、施工管理(監督)は適切に行われ、関係する書類の管理状況は良いと判断した。

## 2. 現場施工状況調査における所見

平成 29 年 12 月末時点の出来高は 66.4%で、予定出来高 69.8%に対し若干遅れているが、 今後の工事で、工程の遅れを取り戻す予定とのことであった。目視の限り設計図書ならびに施 工計画に従って施工されていた。工事の施工状況、構造物の仕上がり状態、資材の片付け等の 状態は良好であった。

特に問題となる点は見当たらなかったが、調査した事項のうち主な内容の要点を以下の各項 に示し、注意、要望、検討を要する点については同項に示すものとする。

#### 1) 現場施工状況における調査事項

#### (1) 工事施工状況について

現地調査時は東側車線を開放し、西側車線の上層路盤工を施工中でほぼ完了していた。現場の 施工管理、安全管理、看板設置、事務所及び現場ヤードの整理整頓等は適切に行われていた。





## 捨土処理状況

本線施工状況

施工が完了している箇所について測定した結果は下記のとおりで、全て規格値を満足していた。

側溝延長 : 設計値 L=93.00m<実測値 L=93.01m (規格値-0.2m)

側溝基準高: No. 33+9. 02 設計値 H=38. 460m>実測値 H=38. 459m (規格値±0. 030m)

No. 36 設計値 H=38. 090m>実測値 H=38. 083m (規格値±0. 030m)

道路幅員: No. 34 設計値 L=10. 725m<実測値 L=10. 730m(規格値+0.0 以上)

No. 36 設計値 L=10.753m<実測値 L=10.798m (規格値+0.0以上)

### (2) 安全管理状況等について

工事看板等の表示も適切に行われていた。労働安全衛生規則 第 18 条に基づく "地山掘削作業主任者"等の表示もされていて、特に問題となる点は見当たらなかった。

コンボ等の重機類は、全て特定自主点検を受けており、そのことを証明するシール、及び排出 ガス対策型及び低振動型であることを証明するシールも貼付されていた。

捨土仮置き場に隣接して民家があるため、間に防音シートを設置して、ユンボ等の騒音を軽減 するよう配慮していた。これまで騒音、粉じん等に対する苦情はなかったとのことであった。





工事看板掲示状況

防音シート設置状況

以上より、安全管理等は良く出来ており、特に問題ないと判断した。

## 3. その他の所見

特になし

# 4. 監査委員の意見

#### (1) 民有地の処理について

一部の区間において、側溝設置にともない民有地の法面加工を行っている。当該法面の処理 について、所有者から口頭による承諾は得ているということであるが、口頭だけではなく書面 でも残すようにし、施工後のトラブルが発生しないよう配慮すること。 【改善事項】

## (2) 地質調査結果について

当該道路の事業開始前に行った地質調査結果に比べて、当該工事区間の地質が悪く、地盤改良材の増量が必要となった。今後の工事に生かせるよう当初地質調査結果と実際の現場での地質調査結果を対比した資料を作成し、適切な調査箇所や本数について検証すること。

【要望事項】

## (3) 事業完了年数について